

報告第5号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和2年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 件名及び契約名 | 令和元年第2回杉並区議会定例会において議案第47号により議決を得た「杉並区立中央図書館改修建築工事」 |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 金793,100,000円
変更後の契約金額 金850,377,000円
契約金額の増額 金57,277,000円 |
| 3 変更理由 | 再利用予定であった電動ブラインドが工事着手後に現地調査を行ったところ、再利用が不可能な故障が判明したため、新たに設置するほか、現地精査の結果により施工数量等に増減が生じたため。 |
| 4 専決処分年月日 | 令和2年4月17日 |